

(その1)

収 支 報 告 書

令和 5 年分



638

(令和 年 月 日開催分)

(ふ り が な) やまだとしおこうちけんこうえんかい

1 政治団体の名称 山田としお高知県後援会

2 主たる事務所の所在地 高知県高知市北御座2番27号

3 代表者の氏名 久岡 隆

4 会計責任者の氏名 徳弘 吉哉

事務担当者の氏名 山崎 空

(電 話) 088-802-8030

(電 話)

(電 話)

政治団体の区分								
☐	政	党	☐	政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体				
☐	政	党	の	支	部	☐	政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体	
☐	政	治	資	金	団	体	☒	その他の政治団体
							☐	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐	2以上の都道府県の区域等
☒	同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐	有
☒	無
公職の種類 (現職・候補者の別)	
資金管理団体 の届出をした 者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☐	政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
☐	政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者 の氏名	
公職の種類 (現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額 =(前年からの繰越額)+(本年の収入額)=	十億	百万	千	円
(前 年 か ら の 繰 越 額) =前年の収支報告書の「翌年への繰越額」=	1	6	1	5
(本 年 の 収 入 額) =用紙(その2)から(その6)までの合計=				1
支 出 総 額 =用紙(その13)の「合計」欄の金額=				0
翌 年 へ の 繰 越 額 =(収入総額)-(支出総額)=	1	6	1	5

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金 額				
員 数				人

(2) 寄 附	金 額	備 考
ア 寄附(イを除く。)の区分	十億 百万 千 円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附		
(うち 特 定 寄 附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附		
小 計 ((ア)+(イ)+(ウ))		
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		
イ 政 党 匿 名 寄 附		
合 計 (ア+イ)		

(その6)

(6) そ の 他 の 収 入											
摘 要		金 額								備 考	
			十億		百万		千		円		
こ の 頁 の 小 計										注:一件当たりの額(数回にわたるときはその合計額) が10万円以上のものは個別に記載し、10万円未満 のものは一括して「1件10万円未満のもの」の欄に 記載してください。	
1 件 1 0 万 円 未 満 の も の								1	4		
合 計								1	4		

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

注: 政治団体が所有する資産の有無を記載してください。

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

1. 領 収 書 等 の 写 し
2. 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
3. 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 3 月 1 日

政 治 団 体 の 名 称 山田としお高知県後援会

会 計 責 任 者 の 氏 名 徳弘 吉哉



(解散時のみ記載)

代表者の氏名

*会計責任者及び代表者の氏名欄は、記名、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人及び代表者本人が自署すること。

*会計責任者及び代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

ただし、会計責任者及び代表者本人の署名その他の措置(記名押印等)を講ずる場合は、この限りでない。